

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第12号

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>をいう。</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、子どもの保護者であって、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。ただし、当該子どもが生活保護法（昭和25</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>未就学児及び就学児</u>をいう。</p> <p><u>(2) 未就学児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>をいう。</p> <p><u>(3) 就学児 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち未就学児以外のものをいう。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、子どもの保護者であって、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。ただし、当該子どもが生活保護法（昭和25</p>

年法律第144号)による保護を受けている場合を除く。

(1)及び(2) (略)

(助成の範囲)

第4条 本市は、国民健康保険法若しくは社会保険の規定により子どもが療養の給付を受けたとき、他の法令による医療に関する給付を受けたとき又は被保険者若しくは組合員が子どもに係る療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたときに、被保険者又は組合員(被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(医療費に対する付加給付制度があるとき

(子どもが受給資格証を提示して、現物給付(保険診療に係る自己負担額分を病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「医療機関等」という。)に支払うことなく、当該医療機関等において当該保険診療を受けること(当該保険診

年法律第144号)による保護を受けている場合又は就学児が四日市市障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第9号)若しくは四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和52年四日市市条例第44号)の規定による医療費の助成を受けることができる場合を除く。

(1)及び(2) (略)

(3) 保護者の前年の所得(1月から8月までの間に受けた医療に係る子どもの医療費の助成については、前々年の所得とする。)が、規則で定める額以上でないこと。

(助成の範囲)

第4条 本市は、国民健康保険法若しくは社会保険の規定により子どもが療養の給付を受けたとき、他の法令による医療に関する給付を受けたとき又は被保険者若しくは組合員が子どもに係る療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたときに、被保険者又は組合員(被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(医療費に対する付加給付制度があるとき

(未就学児が受給資格証を提示して、県内の医療機関を受診したときを除く。)は、現に給付がなされるか否かにかかわらず、この条例の適用がないものとした場合に当該付加給付制度による給付を受けることができる額を控除した額)を

療にかかる当該医療機関等から提供される情報に基づき三重県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知される場合に限る。）をいう。）の適用を受けたときを除く。）は、現に給付がなされるか否かにかかわらず、この条例の適用がないものとした場合に当該付加給付制度による給付を受けることができる額を控除した額）を助成する。

（受給資格証の提示）

第6条 受給資格証の交付を受けた者

（以下「受給資格者」という。）は、医療機関等から当該受給資格者が監護する子どもが診療、薬剤の支給又は手当を受けるときは、当該医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

（助成の方法等）

第7条 受給資格者が監護する子どもが医療機関等における療養の給付又は療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けた場合における医療費の助成は、当該受給資格者が行う申請に基づき、助成すべき額を市が当該受給資格者に支払うことにより行うものとする。

助成する。

（受給資格証の提示）

第6条 受給資格証の交付を受けた者

（以下「受給資格者」という。）は、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「医療担当者等」という。）から当該受給資格者が監護する子どもが診療、薬剤の支給又は手当を受けるときは、当該医療担当者等に受給資格証を提示しなければならない。

（助成の方法等）

第7条 受給資格者が監護する子どもが医療担当者等における療養の給付又は療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けた場合における医療費の助成は、当該受給資格者が行う申請に基づき、助成すべき額を市が当該受給資格者に支払うことにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第3号に規定する就学児の保護者であって、四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条に規定する認定を現に受けているものについては、当該就学児に係る新条例第5条に規定する認定を受けたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際、この条例による改正前の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第3号に規定する就学児であって、四日市市障害者の医療費の助成に関する条例第5条に規定する認定を現に受けているものについては、当該就学児に係る新条例第5条に規定する認定を受けたものとみなす。

(準備行為)

- 5 新条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給資格証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 6 四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和52年四日市市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(助成の対象) 第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす一人	(助成の対象) 第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす一人

親家庭の母及び児童並びに一人親家庭の父及び児童並びに法附則第3条第1項に規定する父母のない児童とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第9号）の規定による医療費の助成を受けることができる者を除く。

(1)から(3)まで (略)

親家庭の母及び児童並びに一人親家庭の父及び児童並びに法附則第3条第1項に規定する父母のない児童とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第9号）の規定による医療費の助成を受けることができる者を除く。

(1)から(3)まで (略)

（四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 第4項の規定による改正後の四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（こども未来部こども保健福祉課）